

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年10月24日
【会社名】	株式会社 群馬銀行
【英訳名】	The Gunma Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役頭取 深井 彰彦
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市元総社町194番地
【電話番号】	(027)252 - 1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員総合企画部長 内堀 剛夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目3番21号 株式会社群馬銀行 東京事務所
【電話番号】	(03)3271 - 1801(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 周 東 潔
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2018年10月1日
【発行登録書の効力発生日】	2018年10月9日
【発行登録書の有効期限】	2020年10月8日
【発行登録番号】	30-関東2
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額50,000百万円
【発行可能額】	40,000百万円 (40,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2019年10月24日(提出日)であります。
【提出理由】	2018年10月1日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一部証券情報」「第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、訂正発行登録書を提出するものであります。
【縦覧に供する場所】	株式会社群馬銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋二丁目3番21号) 株式会社群馬銀行 大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目1番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

< 株式会社群馬銀行第5回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）に関する情報 >

1 【新規発行社債】

（訂正前）

銘柄	株式会社群馬銀行無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）
----	---------------------------------

（中略）

券面総額又は振替社債の総額（円）	未定
------------------	----

（中略）

発行価額の総額（円）	未定
------------	----

発行価格（円）	未定
---------	----

（後略）

（訂正後）

銘柄	株式会社群馬銀行第5回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）
----	---

（中略）

券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
------------------	------------

（中略）

発行価額の総額（円）	金10,000百万円
------------	------------

発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
---------	--------------------

（後略）

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

(訂正前)

未定

(訂正後)

株式会社群馬銀行第5回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）（以下「本社債」という。）を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(注) 上記のとおり、元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは野村證券株式会社及びS M B C日興証券株式会社を予定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率等決定日に決定する予定であります。なお、引受人のうち野村證券株式会社は、ぐんぎん証券株式会社（群馬県前橋市本町二丁目2番11号）に本社債の募集の取扱いを一部委託する予定であります。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額10,000百万円（発行諸費用の概算額は未定）

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

長期的投融資資金、一般運転資金、既存債務の返済等に充当する予定であります。

(訂正後)

長期的投融資資金、一般運転資金、既存債務の返済等に充当する予定であります。

本社債の手取金については、グリーンボンドフレームワーク（下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 グリーンボンドとしての適格性について」にて記載します。）に基づき、全額を適格クライテリア（下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 適格クライテリアについて」にて記載します。）を満たす新規及び既存の融資または支出に充当する予定であります。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

< 株式会社群馬銀行第5回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）に関する情報 >

1 グリーンボンドとしての適格性について

当行は、本社債をグリーンボンドとして発行するために国際資本市場協会(ICMA)の「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」(注1.)及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2017年版」(注2.)に即したグリーンボンドフレームワークを策定し、第三者評価としてサステナリティクスよりセカンドパーティオピニオンを取得しています。

本社債が第三者評価を取得することに関し、環境省の2019年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業(注3.)の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるサステナリティクスは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

(注) 1. 「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

2. 「グリーンボンドガイドライン2017年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表したガイドラインです。

3. グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすものです。

(1) グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること

主に国内の低炭素化に資する事業(再エネ、省エネ等)

・ 調達資金額の半分以上または事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの

低炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業

・ 低炭素化効果 国内のCO₂削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの

・ 地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等

(2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること

(3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと

2 適格クライテリアについて

当行はグリーンボンドの発行によって調達した手取金を、以下の適格クライテリアを満たす新規及び既存の融資または支出に充当します。

適格クライテリア

a.再生可能エネルギー

対象発電設備の資産の賃貸、取得、建設、運転、施設拡張を含む、当該発電事業向け融資

- ・ 太陽光発電事業（子会社のぐんぎんリース株式会社が行うリース事業に関連する支出を含む）
- ・ バイオマス発電事業

ただし、廃棄物由来のバイオマス資源である発電事業に限定する

- ・ 水力発電事業

ただし、発電容量が25MW未満の発電事業に限定する

b.環境配慮型私募債

銀行保証付私募債の適格基準を満たし、かつ次のいずれかを満たす太陽光発電事業を行う企業に対して実施する銀行保証付私募債の引受

- ・ ISO14001の認証を取得している企業
- ・ 環境省のエコアクション21の認証を取得している企業
- ・ 群馬県が認定する「環境GS」の認証を取得している企業

c.エネルギー効率

LED照明や空調設備の更新、建築物の改修等、エネルギー効率の向上に資する設備導入・改修向けの融資。以下のカテゴリー e .に該当する融資は、カテゴリー c .から除外

d.クリーンな輸送

以下の事業または取組みを含む、電気自動車（EV）及び燃料電池自動車（FCV）並びにそれを支えるインフラの購入・維持のための融資及び支出

- ・ 群馬銀行で実施する融資
- ・ 子会社であるぐんぎんリースにおける自動車リース事業
- ・ その他グループ会社において取組む社用車のエコカー導入の推進

e.グリーンビルディング

国内において認知されたグリーンビルディングの第三者認証を取得済みまたは取得予定、もしくは以下の基準相当を満たす建築物の建設、購入または修繕のための融資

- ・ CASBEE：S、A、またはB+
- ・ DBJ Green Building認証：5つ星、4つ星、または3つ星
- ・ BELS：5つ星、4つ星、または3つ星

- f. (a) 該当するグリーンボンドの発行日から遡って5年以内または (b) グリーンボンド発行以降かつ当該グリーンボンドの償還日以前に融資することに合意された融資及び事業開始が決定された事業、または支出を対象とします。